



新型コロナウイルス感染症に関する施策について



※本紙制度情報は9月1日現在のものです。

当所では、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置いたしております。資金繰り等、経営上のお悩み、問題等がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111



←弘前商工会議所ホームページはこちら

<http://www.hcci.or.jp/>

給付金・補助金制度

○持続化給付金 (申請期間：令和3年1月15日(金)まで)

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で**50%以上減少している事業者**

給付額：中小法人等は**最大200万円**、個人事業者等は**最大100万円** ※昨年1年間の売上からの減少分を上限

相談窓口 → TEL 0120-279-292 HP → <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

持続化給付金
申請フォーム
詳細はこちら→



○家賃支援給付金 (申請期間：令和3年1月15日(金)まで)

対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、**5月～12月**において以下のいずれかに該当

①いずれか**1カ月**の売上が前年同月比で**50%以上減少**

②**連続する3ヶ月**の売上が前年同期比で**30%以上減少**

給付金額：申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される**給付額(月額)の6倍(6カ月分)**

●法人 1カ月分の給付の上限額は100万円。**6カ月分では600万円**が給付の上限額。

●個人 1カ月分の給付の上限額は50万円。**6カ月分では300万円**が給付の上限額。

【お問合せ先】コールセンター → TEL 0120-653-930 HP → <https://yachin-shien.go.jp/>

申請サポート会場予約窓口 → TEL 0120-150-413

家賃支援給付金

申請フォーム・詳細はこちら↑



青森県応援金
←詳細はこちら

https://www.pref.aomori.lg.jp/sa/nyo/shoko/atarashii_seikatsu_o/uenkin.html

弘前市制度
詳細はこちら→

http://www.city.hirosaki.aomori.jp/corona_hirosaki/zigyounu/shishien.html



○青森県新しい生活様式対応推進応援金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している、県内に事業所を有する法人及び個人事業主であって、感染拡大の防止と事業の維持発展に向けて「新しい生活様式」を実践している方

支給額：**10万円**

申請締切：**9月30日(当日消印有効)**

【お問合せ先】電話相談窓口 TEL 0120-945-769

○弘前市中小企業者等事業継続支援金

対象：**従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運転代行業**を営む中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和2年1月以降、前年同月比で売上が20%以上減少している事業者**

支援金額：**10万円～100万円(業種・従業員数による)**

申請締切：**9月30日(当日消印有効)**

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

※業種ごとに個別の交付要件がありますので、制度詳細等については事前に必ず弘前市HPをご覧ください。

○弘前市卸売・小売・サービス業事業継続支援金

対象：**従業員6人以上の卸売業、小売業、サービス業**を営む事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和2年1月以降、前年同月比で売上が20%以上減少している事業者**

支援金額：**20万円～50万円(従業員数による)**

申請締切：**9月30日(当日消印有効)**

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

○弘前市小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金(家賃補助)【固定資産税相当額補助】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、**卸売業、小売業、飲食業、サービス業**を営む**従業員5人以下の事業者**が支払った、事務所、店舗等の家賃の一部、または令和2年度分の事業用家屋の固定資産税及び都市計画税相当額の一部

補助金額：**最大10万円**

(家賃補助・固定資産税相当額補助ともに該当となる場合は合算して最大10万円)

申請締切：**家賃補助…9月30日(当日消印有効)**

固定資産税等…令和3年3月31日(必着)

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

○弘前市製造業事業継続支援金

対象：**従業員1人以上の製造業**で、新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和2年1月以降、前年同月比で売上が20%以上減少している事業者**

支援金額：**10万円～50万円(従業員数による)**

申請締切：**9月30日(当日消印有効)**

【お問合せ先】弘前市 産業育成課 TEL 32-8106

○弘前市介護福祉施設等安全対策事業費補助金

対象：新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う**市内の**
①**介護福祉施設**及び②**障がい福祉関連施設**を運営する法人

※該当法人には7月30日に市よりFAXで案内

補助金額：**最大30万円(1施設あたり)**

申請締切：**令和3年1月29日**

【お問合せ先】

①のみを運営する法人 → 介護福祉課 TEL 40-7099

②、①②を運営する法人 → 障がい福祉課 TEL 40-7122

融資制度

※7月より融資限度額と利下げ限度額引上げを実施

○日本政策金融公庫・商工中金

・新型コロナウイルス感染症特別貸付 → 日本政策金融公庫弘前支店 TEL 36-6303

【融資限度額】中小事業3億円→**6億円**(基準金利1.11%) 国民事業6,000万円→**8,000万円**(基準金利1.36%)
※利下限度額 中小事業1億円→**2億円** 国民事業3,000万円→**4,000万円** 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

・危機対応融資 → 商工中金青森支店 TEL 017-734-5411

【融資限度額】3億円→**6億円**(基準金利1.11%)※利下限度額 1億円→**2億円** 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

・新型コロナウイルス対策マル経融資(弘前商工会議所から日本政策金融公庫へ推薦)

概要：融資限度額1,000万円 経営改善利率1.21% 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ
※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で**4,000万円**

問合せ先：弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

●特別利子補給制度(実質無利子化) →8月下旬以降、金融機関等より申請書の交付・郵送開始

概要：上記の日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」
商工中金の「危機対応融資」により借入を行った中小事業者等のうち、一定の要件を満たした事業者に対して**利子補給**を実施。

期間：借入後当初3年間 補給対象上限：**中小事業・商工中金2億円 国民事業4,000万円**

●日本政策金融公庫・商工中金の既往債務の借換え

概要：日本政策金融公庫と商工中金による上記融資制度について、各機関ごとに既往債務の借換も可能とし、**実質無利子化**の対象とする

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

①日本政策金融公庫：**中小事業2億円 国民事業4,000万円** ②商工中金：**2億円**

【借換え限度額】※限度額は新規融資と既往債務借換えの合計額

①日本政策金融公庫：**中小事業6億円 国民事業8,000万円** ②商工中金：**6億円**

○青森県(右表①②参照)

・経営安定化サポート資金【災害枠】

概要：融資限度額**3,000万円**、利率年**0.9%(固定)**
貸付期間**10年以内**(うち据置期間5年以内)
※金利・保証料補助あり(右表①②参照)

取扱金融機関：県内金融機関

(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

○弘前市

・小口資金特別保証制度【特別小口枠】

概要：融資限度額**300万円** 利息・保証料は**全額市が負担**
貸付期間**7年以内**(1年以内の据置を含む)

申込機関：青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・東奥信用金庫
青い森信用金庫・青森県信用組合・信用保証協会

①新型コロナウイルス感染症対応資金

【要件】セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定をうけたもの

	売上高▲5% SN保証5号	売上高▲15% SN保証4号・危機関連保証
個人事業主(小規模)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ	
小・中規模事業者	保証料1/2	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金

【要件】セーフティネット保証5号の認定をうけたもの

	売上高▲5%~15%未満 SN保証5号
小・中規模事業者 (個人事業主(小規模)除く)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入の減少があった中小事業者等に対して、**令和3年度の1年度分に限り**、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税等の課税標準を事業収入の減少割合に応じて軽減。

要件：
①**令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べて30%以上減少**している中小事業者等であること
②認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士など)から**事業収入の減少等の要件に係る認定**を受け、**令和3年2月1日(月曜日)までに、資産税課へ申告**すること

軽減対象：事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税
事業用家屋に対する都市計画税

【お問合せ先】弘前市役所 資産税課 TEL 40-7027

新型コロナウイルス感染症 関連支援情報サイト

経済産業省HP
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

ミラサポHP
(補助金・支援制度)
<https://mirasapo-plus.go.jp/covid-19/>

